**【ヒアリングの主な内容】**

**【別添２】**

**協議会=地域協議会を指す**

|  |
| --- |
| **池田市地域自立支援協議会** |
| * 平成25年度に基幹相談支援センター設置。基幹相談支援センターの主な業務は、総合的・専門的相談支援、権利擁護・虐待の防止、協議会運営及び計画相談支援。 * 管内の相談支援事業所数が限られており、いずれの事業所も相談業務と計画作成で手一杯の状況であることから、基幹相談支援センターも基幹相談としての業務を遂行しながら他の相談支援事業所と横並びで一般的な相談支援や計画相談支援を担っている。 * そのため、基幹相談支援センターの業務比重が高くなっており、基幹相談本来の役割である指導助言や人材育成等に十分な時間がとりにくいという課題がある。そのような中ではあるが、昨年度以降、相談支援事業所新規開設の動きもあり、今後は相談支援のスキルアップにも力を入れていく必要があると認識している。 * 協議会は全体会の下に3つの部会と運営会議、運営会議の中に相談支援連絡会を設置している。基幹相談支援センターが運営を主導。相談支援連絡会で抽出された個別課題は、基幹相談支援センターを中心に、運営会議において「専門部会で検討すべきもの」又は「基幹相談支援センターのネットワークを活用し相談支援連絡会で再検討すべきもの」に整理し、地域課題解決に向け協議を行っている。 * 人員不足・資源不足といった課題が顕在化する中、社会資源の地理的偏在といった地域特性も踏まえた上で、基幹相談支援センターが中心となり、その都度、地域性を踏まえた課題解決策を協議検討している。 |

|  |
| --- |
| **箕面市自立支援協議会** |
| * 平成25年度に基幹相談支援センター設置（市社会福祉協議会へ委託）。現在、市直営実施。障がい種別ごとに強みを有する相談支援事業所があるため、それぞれの強みを活かした相談支援が実施されている。 * 協議会は運営会議と３つの部会、就労系事業所の連絡会で構成されている。相談支援部会は、スキルの平準化を図る必要性を重視し、設置当初から委託相談支援事業所と指定特定相談支援事業所の双方が参画し、事例検討や研修を行ってきた。そのため、古くから緊密な相談支援ネットワークが形成され、豊富な人材とノウハウを蓄積しているが、協働体制が構築される一方、重層的相談支援体制における役割分担が曖昧な部分があるといった課題も残る。 * 地域課題は部会報告により運営会議で吸い上げられるが、現行の協議会体制においては、他分野の関係機関が情報交換や課題検討を行う場が十分であるとはいえない。そのため、関係機関とのさらなるネットワーク強化を図るため、今年度より、就労系連絡会の構成員を広げる予定である。 * 協議会設立から10年を迎え、協議会運営は一定軌道に乗っているが、業務繁忙の中、基幹相談支援センター主導の事務局運営で月一度の部会等を開催することについての負担感やマンネリ化が懸念される。 |

|  |
| --- |
| **島本町障害者地域自立支援協議会** |
| * 平成27年度より市町村直営で基幹相談支援センターを設置。 * 管内に社会資源が不足していることから、近隣市町村（管外）の社会資源を活用することにより地域の相談支援体制を築いてきた。今年度より、管内に相談支援事業所（地域生活支援拠点等施設に併設）が新設されたことを受け、管内における相談支援体制を強化すべく、基幹相談支援センターとしての在り方や役割整理を検討しているところである。 * 現状、基幹相談支援センターは、人事異動等によるノウハウの蓄積が困難なことや慢性的な人員不足等により、相談支援の指導助言や人材育成、スキルアップ等SV機能が十分であるには至らず、幅広く一般的な相談支援を実施している状況にある。今後は、基幹相談支援センターとして地域の相談支援の中核的役割を果たせるよう体制転換を図っていきたいと考えるが、その際には、社会資源不足による近隣市町村との連携体制や小規模自治体であること等の地域特性を踏まえた重層的相談支援体制の役割分担について、さらなる検討が必要であると認識している。 * 協議会は3つの専門部会で構成される。小規模地域であるため、利用者を取り巻く関係機関の顔の見える関係ができており、頻繁に情報交換を行える環境にあるため、各専門部会の場ごとに諸課題の検討を行うなど、地域課題の抽出・解決のための体系だったプロセスはなく、個々のケースごとに課題抽出と対応を行っている状況である。 |

|  |
| --- |
| **八尾市地域自立支援協議会** |
| * 平成28年度より市町村直営で基幹相談支援センターを設置。 * 基幹相談支援センターが有効に機能するためには、人員体制や運営のノウハウ、地域との連携体制の構築などに課題が残り、相談支援のスキルアップに十分に資するものとなっているとは言い難い面もあることから、基幹相談支援センターの在り方については今後検討が必要であると認識している。また、相談支援部会や相談支援連絡会が設置されていないことから、相談支援専門員間での情報交換や事例検討を行う場が十分であるとはいえない。 * いずれも大きな課題と感じているが、部会等立ち上げのためのマンパワーがないのが実情であり、基幹相談支援センターの機能整理や相談支援連絡会等設置の検討にあたっては、相談支援にかかる地域診断を実施し、その上で、委託相談支援事業所の意見を聞きながら進めることが必要であると考えている。 * 協議会は本会議とサブ協議会、事務局会議、２つの専門部会と5つの部会で構成されている。個別支援会議で抽出された個別課題は事務局会議で吸い上げられ、部会報告とともに地域課題として整理される仕組みになっているが、制度上やハード面での課題なども内在しており、報告された課題の具体的解決につながらないといった現状がある。 |

|  |
| --- |
| **羽曳野市地域自立支援推進会議** |
| * 基幹相談支援センター未設置。現在、次年度以降の設置に向け調整・協議を進めているところである。 * 基幹相談支援センター設置までの間、自治体が基幹としての機能を実質的に担い、地域の相談支援体制の中核的役割を遂行してきたことから、自治体を中心とした相談支援の有機的連携体制がすでに構築されている。 * 以前より相談支援事業所開設に向け働き掛けを行ってきたこともあり、今年度は新たに相談支援事業所が開設される予定。計画相談については、これまで指定権者である自治体として事業所への指導助言やスキルアップに努めてきたが、人事異動による人材不足等で実施が困難な状況となり、現在は、相談支援部会で事例検討や研修会などが行われている状況である。 * 協議会は全体会の下に運営会議及び5つの部会を設置している。全体会は実務者レベルで構成しグループワークを取り入れるなど「参加する協議会」を謳っており、活発に運営されている。 * 平成26年度に各部会で課題整理シートを作成し、地域課題を整理してきた。現在も、個別課題毎に各部会において地域課題として整理されているが、市の施策への反映という点においては課題が残る。 |

|  |
| --- |
| **河南町、太子町及び千早赤阪村障がい者地域自立支援協議会** |
| * 平成24年度より基幹相談支援センター設置。複数自治体による共同設置である。 * 複数地域にまたがるため、相談支援は他市町村の相談支援事業所を活用しながら、自治体ごとに実施している。そのため、基幹相談支援センターも計画相談を含むすべての相談業務を受け持つが、主に手厚い支援が必要なケース等を中心に支援しながら、市町村域を超えた相談支援ネットワークの構築、虐待防止センター業務や人材育成、計画作成に係る指導助言等を行っている。 * 協議会は全体会の下に定例会と運営会議のみで、現在部会なし。自治体ごとの個別支援会議において、個々のケース毎のニーズを拾い上げ、課題抽出し、定例会での事例検討を行っている。共同設置主体はいずれも小規模自治体であり、支援者・利用者ともに顔の見える関係ができているため、体系化された地域課題抽出から解決に至るプロセスを必要とする事例は少なく、個別支援会議がそれらの機能を兼ねることで、機能している。 * 今年度からはさらに、事業所連絡会を立ち上げ、新たなネットワーク構築とそこから課題を吸い上げる仕組みづくりを開始。今後、必要に応じ部会化等の検討を行う。 * 小規模であるという地域特性から、官民の距離が近く、利用者とも顔の見える関係が構築できている点、共同設置の各自治体はこれまでのつながりにより協議会の目的や方向性に対する認識の統一化が比較的容易である点、迅速・丁寧な対応が可能である点は、地域の強みであると捉えている。 |
| **貝塚市障害者自立支援協議会** |
| * 平成29年より基幹相談支援センター設置。基幹相談支援センターは計画相談を持たず、地域の相談支援の中核的役割に特化、関係機関とのネットワークづくりや相談支援の指導助言・フォローアップ、人材育成、虐待防止など緊急時対応等に注力している。 * 平成30年度は基幹相談支援センターを中心に「相談支援の質の充実」に資する取組を実践し、アンケート調査を活用した相談支援の地域診断結果に基づき、相談支援事業所不足解消のための指定特定相談支援事業所の拡充に向けた取組を推進してきた。 * この取組により昨年度新規開設された相談支援事業所は8か所に上るが、その反面、新規参入による相談支援専門員の2極化が懸念されたため、令和元年度に相談支援専門員のスキルアップを目指した分野別・対象者別の研修企画及び実施することによりスキルアップの平準化に取組んでいる。 * 基幹相談支援センターの役割は前述のとおり明確に確立しているが、委託相談支援事業所と指定特定相談支援事業所の役割については現在整理中の部分があり、相談支援における今後の課題は、重層的相談支援体制の確立とノウハウを有する委託相談支援事業所の業務軽減であると認識している。 * 協議会は、本会議の下に事業委員会、事務局会議、3つの部会とワーキングで構成され、各部会等での協議事項や構成員の再編成等、活性化に向けた見直しを順次進めている。 * 現在、市、基幹相談支援センターが中心となって、第5期障害福祉計画の進捗管理、優先すべき課題への取組み、地域課題抽出シートを活用しながら、個別課題から地域課題の抽出やメンバー間での共有について行っている。 |